主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人中村三次、同渡部信男連名の上告趣意について。

所論の第一点は、判例違反をいうが、引用にかかる判例は、いずれも事案を異に し本件に適切でなく、同第二点は、判例違反をいうが、その実質は、事実誤認の主 張であり、また、同第三点は、憲法一四条、三七条(三八条と記載されたものも三 七条の誤記とみとめる。)違反をいうが、その実質は、量刑不当の主張であつて、 いずれも上告適法の理由にあたらない。

被告人Bの弁護人林又平の上告趣意について。

所論の第一点は、憲法一五条一項違反をいうが、被告人Bのした本件ビラの撒布 は公務員の選定罷免権の行使とはいえないから、所論違憲の主張は、その前提を欠 き、同第二点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上 告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年六月二五日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	上	岸	裁判官